

第 2 回 榛南地域流域治水協議会

日 時：令和 4 年 3 月 28 日（月）13：30～

開催方法：WEB

議 事 次 第

- 1 規約（構成員）の変更について
- 2 水災害対策プランのとりまとめについて
- 3 短期対策のロードマップについて
- 4 水災害対策プランの冊子について
- 5 流域治水プロジェクトについて
- 6 今後のスケジュール

<配付資料>

- ・【資料 0】議事次第、出席者名簿、設立趣意書、規約
- ・【資料 1】坂口谷川水災害対策プランのとりまとめ（案）
- ・【資料 2】坂口谷川水災害対策プラン 短期対策ロードマップ
- ・【資料 3】坂口谷川水災害対策プラン（冊子）の目次（案）
- ・【資料 4】榛南地域の水系別流域治水プロジェクト（案）
- ・【資料 5】今後のスケジュール
- ・【参考資料 1】坂口谷川水災害対策プランのとりまとめ

第2回 榛南地域流域治水協議会 出席者名簿

日時:令和4年3月28日(月) 13:30～

会場:WEBによる開催

協議会構成員

団体名	課・所属名	職名	構成員 氏名	出欠	代理出席者
静岡県	中部地域局	技監兼危機管理課長	田邊 秀介	出席	
	経済産業部農地計画課	課長	佐藤 欣久	代理出席	班長 三浦 康星
	経済産業部農地保全課	課長	前島 正典	代理出席	課長代理 土屋 和大
	志太榛原農林事務所	所長	岩崎 敏之	代理出席	農山村整備部技監 細野英彦
	交通基盤部河川企画課	課長	望月 嘉徳	出席	
	交通基盤部河川海岸整備課	課長	八木 宏之	出席	
	交通基盤部都市計画課	課長	平井 一彰	出席	
	交通基盤部生活排水課	課長	大塚 義則	出席	
	島田土木事務所	所長	大滝 和広	出席	
島田市	危機管理部	部長	三浦 洋市	代理出席	危機管理課長 杉本 正晴
	産業観光部	部長	田中 義臣	代理出席	農林整備課長 八木 寿弥
	都市基盤部	部長	菅沼 克章	出席	
牧之原市		建設理事	森西 洋之	出席	
	総務部	部長	大石 光良	出席	
	産業経済部	部長	田形 正典	出席	
	建設部	部長	山田 哲士	代理出席	建設課長 池田 武
吉田町		理事	松原 克彦	代理出席	建設課長 田邊 誠
大井川	大井川土地改良区	事務局長	内山 吉裕	代理出席	参事 田崎 武明

オブザーバー

団体名	課・所属名	職名	氏名	出欠	備考
静岡県	経済産業部 森林計画課	主幹	本間寛康	出席	
	経済産業部 森林保全課	班長	大野文敬	欠席	

榛南地域流域治水協議会 設立趣意書

県では坂口谷川流域において、河川の流下能力不足、低平地の排水不良、市街化の進展、農地の減少による保水力低下など様々な複合的な要因により、浸水被害が発生していることから協議会を設置し、ハード対策とソフト対策を組合せた総合的治水対策を関係機関が連携・協力して推進しているところである。

さらに、これまでの対策に加えて、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」を計画的に推進する必要があることから、集水域である島田市を含め、牧之原市、吉田町の3市町域（以下「榛南地域」という。）が関係する二級河川の流域を対象に、今般、協議会を設置するものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

榛南地域流域治水協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「榛南地域流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、島田市、牧之原市、吉田町の3市町域（以下「榛南地域」という。）を流れる二級河川の流域において、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、流域全体のあらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 その他の榛南地域内の関係機関の参画については、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
- 4 協議会には、構成員の互選により会長を置く。会長は、協議会を代表し会務を統括する。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 榛南地域で行う流域治水の全体像の検討及び共有。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」及び「水災害対策プラン（以下「プラン」という。）」の策定及び公表。
- 3 プロジェクト及びプランの各対策における実施目標期間の設定。
- 4 プロジェクト及びプランに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第5条 協議会で承認された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（協議会の成立）

第6条 協議会は、表－1の構成員の3分の2以上の出席で成立するものとする。

(会議)

第7条 協議会は、会長が必要と認める時、もしくは構成員から要請があった場合に開催し、会議の議長は会長がこれにあたる。

2 諸般の事情により、会議開催が困難な場合には、書面開催による決議とする。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に「坂口谷川流域」、「その他流域」の幹事会を設置する。

2 幹事会は、表-2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、島田市建設課、牧之原市建設課、吉田町建設課及び静岡県島田土木事務所に置き、代表事務局を静岡県島田土木事務所とする。

(参考人からの意見聴取)

第10条 協議会が必要と認める時、構成員以外（オブザーバー）に出席を求め、意見を聴取することができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

(その他)

第12条 「坂口谷川流域総合的治水対策推進協議会設置要領」で定める協議会の目的や内容等については、本協議会が引き継ぐものとし、本規約の施行により「坂口谷川流域総合的治水対策推進協議会設置要領」はその効力を失う。

(附則)

本規約は、令和3年2月29日から施行する。

本規約は、令和 年 月 日から施行する。

「榛南地域流域治水協議会」組織構成

[表－１]

協議会構成員

委 員	静岡県 経営管理部	中部地域局技監兼危機管理課長
"	静岡県 経済産業部	農地計画課長
"	静岡県 "	農地保全課長
"	静岡県 "	志太榛原農林事務所長
"	静岡県 交通基盤部	河川企画課長
"	静岡県 "	河川海岸整備課長
"	静岡県 "	都市計画課長
"	静岡県 "	生活排水課長
"	静岡県 "	島田土木事務所長
"	島田市 危機管理部長	
"	島田市 産業観光部長	
"	島田市 都市基盤部長	
"	牧之原市 建設理事	
"	牧之原市 総務部長	
"	牧之原市 産業経済部長	
"	牧之原市 建設部長	
"	吉田町 理事	
"	大井川土地改良区事務局長	

オブザーバー

静岡県 経済産業部	森林計画課
静岡県 "	森林保全課

[表－２]

幹事会構成員

構成員					坂口谷川 流域	その他 流域		
静岡県	防災	静岡県	経営管理部	中部地域局	地域課	主幹	○	○
	農林	"	経済産業部	農地計画課	事業調整班長		○	○
		"	"	農地保全課	農地保全班長		○	○
		"	"	志太榛原農林事務所	農村整備課長		○	○
		"	"	"	農地整備課長		○	○
		"	"	"	治山課長		○	○
	土木	"	交通基盤部	河川企画課	課長代理		○	○
		"	"	河川海岸整備課	河川整備班長		○	○
		"	"	都市計画課	地域計画班長		○	○
		"	"	生活排水課	計画班長		○	○
		"	"	島田土木事務所	企画検査課長		○	○
		"	"	"	工事第1課長		—	○
		"	"	"	工事第3課長		○	○
	"	"	"	都市計画課長		○	○	
関係市町	島田市	危機管理課長				—	○	
		農林整備課長				—	○	
		都市政策課長				—	○	
		すぐやる課長				—	○	
		建設課長				—	○	
	牧之原市	危機管理課長				○	○	
		お茶振興課長				○	○	
		建設管理課長				⊖	⊖	
		建設課長				○	○	
		都市計画課長				○	○	
	吉田町	防災課長				○	○	
		産業課長				○	○	
		建設課長				○	○	
都市環境課長				○	○			
上下水道課長				○	○			
大井川土地改良区 事業課長							○	○

事務局

静岡県島田土木事務所、島田市建設課、牧之原市建設課、吉田町建設課